

実地指導での主な指導事項 【認知症対応型共同生活介護】

項目	問題点	指導内容・補足説明						
介護従業者	<p>① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置する介護従業者について、ユニットごとでは配置基準を満たしていない日があった。</p>	<p>○ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従業者は、ユニットごとに基準で定める人員を配置してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯」にサービスの提供に当たる介護従業者の配置については、次のa及びbの基準を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> a ユニットごとに、常勤換算方法で、利用者の数[※]が3又はその端数を増すごとに1以上配置すること。 ※利用者の数（前年度の平均値）＝（前年度の全利用者等の延数）÷（前年度の日数）（小数点第2位以下切り上げ） 例えば、定員9人のユニットでは、①で配置しなければならない介護従業者数は次のとおりとなる。 <table border="1" data-bbox="925 550 1868 660"> <thead> <tr> <th>利用者の数（前年度の平均値）</th> <th>常勤換算方法で配置しなければならない介護従業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6人超 9人以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>3人超 6人以下</td> <td>2以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> b ユニットごとに、当該時間帯は、常に1人以上配置すること。 ・ ユニットが複数ある場合であっても、上記①及び②の配置基準は、ユニットごとに、日々の配置においても満たす必要があります。 ・ このため、勤務予定表で、上記の配置基準を満たす介護従業者を配置するとともに、勤務実績表においても配置基準を満たさなければならない。したがって、例えば、当日の休暇等で配置基準を満たさなくなる場合には、代替りの介護従業者を配置する必要があります。 ・ 令和3年4月の介護報酬改定で、1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持（3ユニットであれば3人夜勤）した上で、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、次のとおりの改正がありました。 <ul style="list-style-type: none"> a 3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）を執っていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の要件に緩和できることとし、事業所が夜勤体制を選択することが可能とする。 b 併せて、3ユニット2人夜勤の配置にする場合の報酬を設定する。【△50単位】 	利用者の数（前年度の平均値）	常勤換算方法で配置しなければならない介護従業者数	6人超 9人以下	3以上	3人超 6人以下	2以上
利用者の数（前年度の平均値）	常勤換算方法で配置しなければならない介護従業者数							
6人超 9人以下	3以上							
3人超 6人以下	2以上							
	<p>② 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置する介護従業者について、介護従業者の勤務延べ時間数から常勤換算した員数が、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少していた月が〇〇か月認められた。</p>	<p>○ 介護従業者が人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少し、かつ翌月の末日において人員基準を満たしていない場合には、人員基準欠如減算が適用となります。</p> <p>○年〇月が人員基準減算に該当する月となるため、○年〇月の全利用者について、減算となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月単位で配置基準を満たさない場合は、人員基準欠如減算が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> a 1割を超えて減少した場合 → その翌月から、利用者全員について減算 b 1割の範囲内で減少した場合 → その翌々月から、利用者全員について減算 （翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く） 						

項目	問題点	指導内容・補足説明
利用契約書	① 「利用者の入院期間中の体制」に係る届出を行っている事業所で、契約書に、入院期間が60日以上となる場合の退居（契約の解約）について規定していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「利用者の入院期間中の体制」に係る届出を行っている事業所では、「入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、・・・退院後再び当該事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること」が必要とされます。 ・ このため、契約書に「入院期間が60日以上となる場合の退居（契約の解約）」の項目を入れている場合には、当該体制と整合性が取れなくなるため、契約書の規定の見直し又は体制届の見直しが必要となります。
自己評価・外部評価	① 提供するサービスの質について、自己評価及び外部評価を実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供するサービスの質の自己評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。 ・ 事業者には、提供するサービスの質の自己評価及び外部評価の実施（原則として、少なくとも年に1回）と、その結果公表（入居（申込）者・その家族への提供、事業所内での掲示、市町村窓口・地域包括支援センターへの備置き、ホームページへの掲載など）及びサービスの質の改善が義務付けられています。 ・ 自己評価及び外部評価は、原則として、少なくとも年に1回は実施することとなっています。ただし、一定の条件に該当する場合、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができると定められています。 ・ 令和3年4月の報酬改定で、事業所は1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて、評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うことができるとされました。これにより、事業所は運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとなります。 ・ 具体的な自己評価の実施、外部評価の実施、結果公表については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価等の実施について」（平成18年10月17日老計発第1017001号）を参照してください。
消防用設備	① 消防用設備について、定期的な点検が行われていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法の規定によって、設置が義務付けられた消防用設備については、次のとおり、定期的な点検が義務付けられています。 <ul style="list-style-type: none"> a 6か月ごとの機器点検（外観又は簡易な操作によって確認する点検） b 1年ごとの総合点検（実際に設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検） ・ 点検は消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼して行います。 「延べ面積が1000㎡以上」に該当しない施設は、消防法の規定では、有資格者以外の者でも点検は可能とされていますが、確実な点検を行うために、専門の有資格者に依頼するのが望ましいです。 ・ 設置が義務付けられた消防用設備の点検結果は、1年に1回（総合点検の実施後）、消防署への報告が義務付けられています。 ・ 点検の結果、不良箇所があった場合は、速やかに改修や整備を行う必要があります。

項目	問題点	指導内容・補足説明						
消火・避難訓練等	① 消火・避難訓練等を定期的に実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・避難訓練等の実施については、消防法の規定によって防火管理者の選任が義務付けられた施設であるか否かによって、その規定が異なります。 <p>【防火管理者の選任が必要な施設】</p> <table border="1" data-bbox="943 339 2074 517"> <tr> <td data-bbox="943 339 1641 376">認知症対応型共同生活介護</td> <td data-bbox="1646 339 2074 376"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 379 1641 448">地域密着型通所介護、第1号通所事業 (宿泊サービスを提供し、その利用者が主に要介護3以上)</td> <td data-bbox="1646 379 2074 448">従業者と利用者の合計が10人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 451 1641 517">地域密着型通所介護、第1号通所事業 (上記以外)</td> <td data-bbox="1646 451 2074 517">従業者と利用者の合計が30人以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理者の主な責務は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> a 消防計画の作成、消防署への届出 b 消火、通報及び避難の訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・避難訓練は年2回以上実施（消防法施行規則第3条第10項）し、実施する場合は、あらかじめ消防署に通報する。 ・ 通報訓練の実施回数は消防法での規定はないが、年1回以上は実施するのが望ましい。 c 消防用設備等の点検及び整備 <p>【防火管理者の選任が必要でない施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法では、当該施設での消火・避難訓練等の実施については、規定されていません。 ・ 運営基準では、「定期的に避難、救出その他必要な訓練」の実施が義務付けられていることから、少なくとも年に1回は消火・避難訓練等を実施する必要があります。 ・ 基準通知では、「防火管理について責任者」を定め、その者に「消防計画に準ずる計画」を作成させるものとされています。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・避難訓練の実施に当たっては、必要に応じて、消防署員の立会いや指導を求めてください。 ・ 実施後は、実施した訓練の内容や課題、反省点などを整理した実施記録を整備してください。 	認知症対応型共同生活介護		地域密着型通所介護、第1号通所事業 (宿泊サービスを提供し、その利用者が主に要介護3以上)	従業者と利用者の合計が10人以上	地域密着型通所介護、第1号通所事業 (上記以外)	従業者と利用者の合計が30人以上
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型通所介護、第1号通所事業 (宿泊サービスを提供し、その利用者が主に要介護3以上)	従業者と利用者の合計が10人以上							
地域密着型通所介護、第1号通所事業 (上記以外)	従業者と利用者の合計が30人以上							

項目	問題点	指導内容・補足説明						
看取り介護加算	① 看取り介護加算に係る体制を届け出ていたが、「看取りに関する指針」を定めていないなど、当該加算に係る体制が整備されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該加算に係る厚生労働大臣が定める施設基準は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> a 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 b 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 c 看取りに関する職員研修を行っていること。 ・ 看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、医療連携体制加算に係る施設基準に規定する「重度化した場合の対応に係る指針」に記載する場合は、その記載をもって看取りに関する指針の作成に代えることができるとされています。また、その取り扱いをする場合は、適宜見直しを行うこととされています。 <table border="1" data-bbox="848 627 2074 1106" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="848 627 2074 671">それぞれの指針に盛り込むべき項目（費用通知の例示）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="848 673 1339 718">重度化した場合の対応に係る指針</th> <th data-bbox="1341 673 2074 718">看取りに関する指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="848 719 1339 1106"> <ul style="list-style-type: none"> ①急性期における医師や医療機関との連携体制 ②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針 </td> <td data-bbox="1341 719 2074 1106"> <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業所の看取りに関する考え方 ②終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ③事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ④医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ⑤利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ⑥利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ⑦家族等への心理的支援に関する考え方 ⑧その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の施設基準を満たさないで算定していた場合には、当該加算は返還となります。 	それぞれの指針に盛り込むべき項目（費用通知の例示）		重度化した場合の対応に係る指針	看取りに関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ①急性期における医師や医療機関との連携体制 ②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ①当該事業所の看取りに関する考え方 ②終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ③事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ④医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ⑤利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ⑥利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ⑦家族等への心理的支援に関する考え方 ⑧その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法
それぞれの指針に盛り込むべき項目（費用通知の例示）								
重度化した場合の対応に係る指針	看取りに関する指針							
<ul style="list-style-type: none"> ①急性期における医師や医療機関との連携体制 ②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ①当該事業所の看取りに関する考え方 ②終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ③事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ④医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ⑤利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ⑥利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ⑦家族等への心理的支援に関する考え方 ⑧その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法 							